

水洗便所改造資金借用証書

収 入
印 紙
貼 付

貸付番号

年 月 日に交付決定を受けた松戸市水洗便所改造資金貸付金について
松戸市水洗便所改造資金貸付要綱第11条の規定により借用証書を提出します。

借 用 金 額	金		円
利 息	無 利 息		
償 還 方 法	償還は 年 月から 年 月までの 月とし、毎月末日 までに次の金額を月賦償還する。		
	償 還 金 額 毎月10,000円		
	始 期	年	月 日
	終 期	年	月 日
借 用 条 件	裏面記載のとおり		
施 工 場 所	松戸市		

松戸市水洗便所改造資金貸付要綱の該当事項を了承のうえ、上記のとおり借用しました。
なお、借受人が償還できない場合は、連帯保証人が遅滞なく償還します。

年 月 日

(宛先) 松 戸 市 長

借 受 人 住所 _____

氏名 _____ 実印

電話番号 _____

連帯保証人 住所 _____

連帯保証人は貸付
申請したときと同
じであること。

氏名 _____ 実印

電話番号 _____

※ 借受人は印鑑登録証明書を添付すること。
また、連帯保証人も併せて登録印を押印し、印鑑登録証明書を添付すること。

借 用 条 件

- 1 貸付金は、貸付対象となった水洗便所改造の費用に充当すること。
- 2 借入金は毎月末日までに松戸市下水道事業出納(収納)取扱金融機関に納入すること。
- 3 借用証書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。
- 4 次に該当するときは、貸付決定を取り消されても異議を申し出ないこと。
 - ① 虚偽の行為により資金の貸付を受けたとき。
 - ② 貸付期間中に当該施設を他人に譲渡し、転貸し、又は取り壊したとき。
 - ③ 貸付金の償還を継続して怠ったとき。
 - ④ 連帯保証人がその資格を失い、新たな連帯保証人がいないとき。
 - ⑤ その他市長が貸付を不相当と認めたとき。
- 5 貸付決定を取り消されたときは、未償還金を直ちに返済すること。
- 6 資金の貸付を受けた者が償還期限までに償還金を納入しないとき、又は貸付決定を取り消された者は、市長が特に認めた場合を除き、その期日の翌日から納入の日までの期間について民法に定める法定利率による遅延利息を支払うこと。